

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 2 4 号
件 名	無料法律相談に関する契約に基づく適正な運用を求めることについて
要 旨	<p>市が県弁護士会との契約で実施しているこの制度。県弁護士会の制度担当責任者は、住民監査請求に対する意見書に「弁護士を紹介する行為自体何ら問題ありません。」と記載しています。</p> <p>この意見書は、「1人の弁護士の意見として文書化して送付したいとの申し出があった。」としており、わざわざ「弁護士を紹介すること自体何ら問題ありません。」と言いたかったもので、この発言は重いです。</p> <p>一方、契約書は「弁護士を紹介してはならない。」となっており、県弁護士会は契約を遵守していないこととなります。私が相談した弁護士は、県弁護士会の方針に沿って、「弁護士の紹介」「弁護依頼」の言動を、相談の冒頭に行ったもので、相談内容を聞かなくうちに、弁護士が一方的に行ったものです。私が、「単に相談に来ただけで、基本的なことを聞きたいだけ。これでは相談を受けられないのですか。」と聞くと「そういうことですか。そういうことであれば相談を受けます。」と言って、ようやく相談に応じたものです。</p> <p>以上のことから、次のことを求め陳情いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市は、県弁護士会に契約を遵守させること。</li> <li>2 市は、相談時に契約どおり実施されているか検証すること。</li> <li>3 市は、県弁護士会と対等な立場で意見交換をすること。</li> </ol>
付 託 年月日 委員会	<p>第 1 項           } 市民厚生常任委員会           ) 第 3 項</p> <p>令和元年 9 月 13 日</p>
受 理	令和元年 9 月 9 日 第 291 号